

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月24日

神戸市固定資産評価審査委員会 委員長 岡田 徹

神戸市固定資産評価審査委員会規程第1号

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

神戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年9月固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第22条 <u>個人情報の保護に関する法律</u> <u>(平成15年法律第57号)</u> 及び神戸市 <u>個人情報保護法の施行等に関する条例</u> <u>(令和4年12月神戸市条例第17号)</u> の施行に関し、必要な事項については、<u>神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則</u> <u>(令和5年3月神戸市規則第63号)</u>の例による。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第22条 <u>神戸市個人情報保護条例</u> <u>(平成9年10月神戸市条例第40号)</u>の施行に関し、必要な事項については、<u>神戸市個人情報保護条例施行規則</u> <u>(平成10年3月神戸市規則第80号)</u>の例による。</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。